

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

新	旧
<b>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</b>	<b>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</b>
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条 (略)	第1条 (同左)
<b>第2章 投資信託の運用報告書の表示事項等</b>	<b>第2章 投資信託の運用報告書の表示事項等</b>
第2条～第5条 (略)	第2条～第5条 (同左)
(ファンド・オブ・ファンズの特例等)	(ファンド・オブ・ファンズの特例等)
第6条 (略)	第6条 (同左)
2 (略)	2 (同左)
3 ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日に保有する次に掲げる投資信託証券について、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間中に到来する当該投資信託証券の計算期間の末日（当該投資信託証券の計算期間がファンド・オブ・ファンズの計算期間中に複数ある場合は、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日の直近の開示されている計算期間の末日とする。）における当該各号に定める事項を開示するものとする。	3 ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日に保有する次に掲げる投資信託証券について、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間中に到来する当該投資信託証券の計算期間の末日（当該投資信託証券の計算期間がファンド・オブ・ファンズの計算期間中に複数ある場合は、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日の直近の開示されている計算期間の末日とする。）における当該各号に定める事項を開示するものとする。
(1) (略)	(1) (同左)
(2) 運用規則第12条第1項第2号に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券 次のイ及びロに掲げる事項	(2) 運用規則第12条第1項第2号に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券 次のイ及びロに掲げる事項
イ (略)	イ (同左)
ロ 当該不動産投資信託等の運用会社又は一般事務受託者が、当該フ	ロ 当該不動産投資信託等の運用会社又は一般事務受託会社が、当該フ

新	旧
アンド・オブ・ファンズの運用の指図を行う委託会社又はその利害関係人等である場合は、その旨	アンド・オブ・ファンズの運用の指図を行う委託会社又はその利害関係人等である場合は、その旨
第7条～第10条の2  (略)	第7条～第10条の2  (同左)
第3章～第5章  (略)	第3章～第5章  (同左)
第6章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項  第21条  (本文中に表示すべき項目と表示順)	第6章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項  第21条  (本文中に表示すべき項目と表示順)
第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、当該不動産投信の仕組み (当該投資信託財産の運用方針を含む。)の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。  (1)～(18)  (略)  (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。  なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。	第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、当該不動産投信の仕組み (当該投資信託財産の運用方針を含む。)の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。  (1)～(18)  (同左)  (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間 <u>(計算期間が6ヶ月未満のものは、作成期末から過去5年間以上の期間における計算期間とする。)</u> について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。  なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
(20)～(31)  (略)	(20)～(31)  (同左)
第23条～第24条の2  (略)	第23条～第24条の2  (同左)

新	旧
<p>第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等 第25条 (略)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社（<u>投信法第2条第22項に規定する資産保管会社をいう。以下同じ。</u>）及び一般事務受託者（<u>投信法第2条第23項に規定する一般事務受託者をいう。以下同じ。</u>）の名称を表示するものとする。</p> <p>(12)～(18) (略)</p> <p>(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭　長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(20)～(35) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等 第25条 (同左)</p> <p>(本文中に表示すべき項目と表示順)</p> <p>第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。</p> <p>(12)～(18) (同左)</p> <p>(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭　長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間（<u>営業期間が6カ月未満のものは、作成期末から過去5年間の期間における営業期間とする。</u>）について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。</p> <p>(20)～(35) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

新	旧
第 27 条 (略)	第 27 条 (同左)
第 8 章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項	第 8 章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項
第 28 条 (略)	第 28 条 (同左)
(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 29 条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1)～(18) (略) (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前 5 期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、インフラ投信等規則第 28 条の 2 に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第 5 号に規定する事項について注記等を行うものとする。	(本文中に表示すべき項目と表示順) 第 29 条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1)～(18) (同左) (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前 5 期以上の計算期間 <u>(計算期間が 6 カ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間以上の期間における計算期間とする。)</u> について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、インフラ投信等規則第 28 条の 2 に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第 5 号に規定する事項について注記等を行うものとする。
(20)～(31) (略)	(20)～(31) (同左)
第 30 条～第 32 条 (略)	第 30 条～第 32 条 (同左)
第 9 章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等 第 33 条 (略)	第 9 章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等 第 33 条 (同左)

新	旧
(本文中に表示すべき項目と表示順)	(本文中に表示すべき項目と表示順)
第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。	第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。
(1)～(10) (略)	(1)～(10) (同左)
(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。	(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社 <u>（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）</u> 、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。
(12)～(18) (略)	(12)～(18) (同左)
(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。	(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間 <u>（営業期間が6カ月未満のものは、作成期末から過去5年間の期間における営業期間とする。）</u> について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。 なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
(以下略)	(同左)
<b>附 則</b> <u>この改正は、令和4年2月17日から実施する。</u>	